

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正に

ついて

このことについて、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和4年9月5日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部改正等に伴い、関係規定の所要の改正を行う必要があるからである。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則 の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由・概要

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号。以下「改正法」という。）」が令和4年5月18日に公布され、令和4年7月1日から施行された。

改正法案の可決の際に衆議院、参議院の委員会において附帯決議が採択されたことから、文部科学省から都道府県に対して、教員免許状が未更新（期限切れ）を事由として失効した普通免許状に係る再授与申請について、申請書類の簡素化を図るよう通知された。

そのため、現行規則中、関係する規定を改正するものである。

2 改正の内容

- (1) 再授与申請における申請書類の簡素化に係る規定を追加する。
- (2) その他所要の整備を図ること。

3 施行期日

公布の日

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「附則第三十八項」を「附則第三十五項」に改める。

第十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に掲げる規定の適用を受ける者について、授与を受けようとする普通免許状を過去に教育委員会が授与した事実が認められる場合（授与を受けようとする普通免許状が免許法第十条第一項又は第十一条第四項の規定によりその効力を失った後、当該普通免許状の授与を受けていない場合を除く。）にあつては、同号二括弧書に定める書類以外の書類を除く。

第十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、授与を受けようとする普通免許状を過去に教育委員会が授与した事実が認められる場合（授与を受けようとする普通免許状が免許法第十条第一項又は第十一条第四項の規定によりその効力を失った後、当該普通免許状の授与を受けていない場合を除く。）にあつては、実務に関する証明書を除く。

第十四条の二中「第六十五条の十一」を「第六十五条の九」に改める。

第十五条の四中「授与」の下に「又は教育職員検定」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正新旧対照表

新

旧

(単位の修得方法)

(単位の修得方法)

第八条 1～4 略

第八条 1～4 略

5 第一項の規定の適用を受ける者のうち、免許法施行規則附則第三十五項の規定に該当するものの単位の修得方法は、次のイ及びロに掲げる場合の区分ごとに、イ及びロの表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

5 第一項の規定の適用を受ける者のうち、免許法施行規則附則第三十八項の規定に該当するものの単位の修得方法は、次のイ及びロに掲げる場合の区分ごとに、イ及びロの表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

イ以下 略

イ以下 略

(普通免許状授与の出願)

(普通免許状授与の出願)

第十一条 略

第十一条 略

2 前項第二号の所要資格を証する書類は、次の各号に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ当該各号に定める書類とする。ただし、第一号に掲げる規定の適用を受ける者について、授与を受けようとする普通免許状を過去に教育委員会が授与した事実が認められる場合（授与を受けようとする普通免許状が免許法第十条第一項又は第十一条第四項の規定によりその効力を失った後、当該普通免許状の授与を受けていない場合を除く。）にあつては、同号ニ括弧書に定める書類以外の書類を除く。

一以下 略

一以下 略

(普通免許状の授与のための教育職員検定の出願)

(普通免許状の授与のための教育職員検定の出願)

第十二条 略

2 前項第三号の所要資格を証する書類は、次の各号に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ当該各号に定める書類とする。ただし、授与を受けようとする普通免許状を過去に教育委員会が授与した事実が認められる場合（授与を受けようとする普通免許状が免許法第十条第一項又は第十一条第四項の規定によりその効力を失つた後、当該普通免許状の授与を受けていない場合を除く。）にあつては、実務に関する証明書を除く。

一 以下 略

（非常勤講師に係る届出）

第十四条の二 免許法施行規則第六十五条の九に規定する届出は、非常勤講師届出書（様式第十三）によらなければならない。

（原本の提示）

第十五条の四 免許状の授与又は教育職員検定の出願に際し、免許状又は証明書等の写しを提出する者は、当該免許状又は証明書等の原本を提示しなければならない。ただし、現職教員にあつては、免許状又は証明書等の写しに所属長の原本と相違ない旨の証明を付したものの提出をもつて、原本の提示に代えることができる。

第十二条 略

2 前項第三号の所要資格を証する書類は、次の各号に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 以下 略

（非常勤講師に係る届出）

第十四条の二 免許法施行規則第六十五条の十一に規定する届出は、非常勤講師届出書（様式第十三）によらなければならない。

（原本の提示）

第十五条の四 免許状の授与の出願に際し、免許状又は証明書等の写しを提出する者は、当該免許状又は証明書等の原本を提示しなければならない。ただし、現職教員にあつては、免許状又は証明書等の写しに所属長の原本と相違ない旨の証明を付したものの提出をもつて、原本の提示に代えることができる。